

徳島県公安委員会規則第 9 号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 6 月 27 日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 9 号コ中「ケ」を「コ」に改め、同号コを同号サとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

第 3 条の 2 第 3 項を次のように改める。

3 標章の交付を受けようとする者は、別記様式第 1 号の 2 の除外標章交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

第 3 条の 2 第 4 項中「前項の申請書の提出」を「前項の規定により除外標章交付申請書を提出する」に、「提示」を「添付」に改め、同項第 1 号ア中「係る」の次に「自動車検査証の写し又は」を加え、同号ウを削り、同項第 2 号イを次のように改める。

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足る書面

第 3 条の 2 第 9 項中「の場合」を「に該当する場合」に、「又は」を「、又は」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 8 項中「前項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 7 項の次に次の 2 項を加える。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第 1 号の 3 の除外標章再交付申請書により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

9 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第 1 号の 3 の 2 の除外標章記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に係る事項の記載を受けなければならない。

第 4 条第 1 項第 13 号中「別記様式 1 号の 4」を「別記様式第 1 号の 4」に改め、同号コ中「ケ」を「コ」に改め、同号コを同号サとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

第 4 条第 1 項第 14 号中「別記様式 1 号の 4」を「別記様式第 1 号の 4」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者は、除外標章交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

第 4 条第 4 項中「提示書類」を「添付書類」に改め、「遵守事項について」の次に「、同条第 8 項の規定は駐車禁止除外指定車標章の再交付の申請について、同条第 9 項の規定は駐車禁止除外指定車標章の記載事項変更の届出について」を加え、「同条第 8 項」を「同条第 10 項」に、「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に、「から第 9 項」を「から第 11 項」に、「同条第 4 項及び第 5 項」を「同条第 4 項第 1 号」に、「「第 1 項第 10 号」を「同項

第2号中「第1項第10号」に改める。

第4条の2第2項中「別記様式第1号の7」を「別記様式第1号の5」に改め、同条第6項中「前項の規定により」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の申請書の提出」を「前2項の規定により駐車許可申請書を提出する」に、「提示」を「添付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、署長が、その全部又は一部の添付を省略することができると認めるときは、この限りでない。

第4条の2第3項第1号中「車両の」の次に「自動車検査証の写し又は」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類

第4条の2第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項本文の規定により駐車許可申請書を提出する場合において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車の場所が、複数の警察署の管轄区域内にまたがるときは、これらの警察署のいずれかに提出すれば足りる。

第4条の2に次の3項を加える。

8 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第1号の6の駐車許可証再交付申請書により署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

9 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別記様式第1号の7の駐車許可証記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、署長に提出しなければならない。

10 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該駐車許可証（第3号に該当する場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。

(1) 駐車許可の期間が満了したとき。

(2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

(4) 駐車許可を取り消されたとき。

第26条第5項中「本部長」を「徳島県警察本部長」に改める。

別記様式第1号の2及び別記様式第1号の3を次のように改める。

別記様式第1号の2（第3条の2、第4条関係）

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 1 号の 3（第 3 条の 2、第 4 条関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
徳島県公安委員会 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 号の 3 の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第1号の3の2（第3条の2、第4条関係）

除外標章記載事項変更届 年 月 日 徳島県公安委員会 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 1 号の 5 から別記様式第 1 号の 7 までを次のように改める。

別記様式第1号の5（第4条の2関係）

駐車許可申請書 年 月 日 警察署長 殿 住所（所在地） 申請者 氏名（名称） 電話	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
許 可 を 受 け よ う と す る 日 時 期 間	
許 可 を 受 け よ う と す る 場 所	
許 可 を 受 け よ う と す る 理 由	

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

- 備考 1 申請者は、太枠内を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 1 号の 6（第 4 条の 2 関係）

駐車許可証再交付申請書 年 月 日 警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第1号の7（第4条の2関係）

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の徳島県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記様式第 1 号の 7 の駐車許可証は、改正後の徳島県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記様式第 1 号の 5 の駐車許可証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の規則別記様式第 1 号の 2 及び別記様式第 1 号の 3 の通行禁止除外指定車標章交付申請書並びに別記様式第 1 号の 5 及び別記様式第 1 号の 6 の駐車禁止除外指定車標章交付申請書は、改正後の規則別記様式第 1 号の 2 の除外標章交付申請書とみなす。